

ソンポン・スチャリクル著「タイ法と仏教法」

齋 藤 洋 (訳)

- 一 はじめに
- (一) 仏 教 法
- (二) タ イ 法
- 二 タイ法と仏教法の共存と相互依存
- 三 仏教法とタイの法原則との相互作用
- (一) タイの法制度における仏教法の影響
 - (i) Lanna Thai Lawにおける仏教の影響
 - (ii) 中央タイにおける仏教の果たした形成上の役割
- (二) タイ王国による仏教法の支援
 - (i) 憲法による保護
 - (ii) 王室と国家の役割
- 四 おわりに

注 釈
訳者あとがき

一 はじめに

本稿の目的は、仏教法とタイ法との間の固有の関係、共存関係、相互関係およびタイの現行法制度と宗教的秩序との間の相互影響について、考察することにある。

本稿で用いられる基本的用語を明確にしておく必要がある。すなわち、仏教法とは仏陀の教えを基にした法を意味し、タイ法とはタイの人々のすべての歴史を通して様々な王朝で解釈適用された法を意味する。

(一) 仏教法

宗教法としての仏教法の概念に関して、現代の見地からその内容に対する疑問に回答する必要がある。第一は、宗教としての仏教自体に関する疑問である。大部分の仏教徒は、仏陀の教えを宗教的指針あるいは守るべき原則として尊重している。またある者は、仏教を哲学としてあるいは現実的な生き方として考えている。⁽¹⁾ たとえ仏教が、神というような最高概念が仏陀の教えの中心テーマから唯一欠如しているという意味で世界の他の宗教とは異なるものであるとしても、⁽²⁾ それでもなお、仏教は歴史家たちや宣教師たちのような者によって、⁽³⁾ 一般に宗教と捉えられているのである。

生来、仏教徒は慎み深く穩健である。しかし極めて稀だが、原理主義者、狂信的信者あるいは過激派も存在する。彼らは、穩健、中道、*majima pada* あるいは中庸を主張する仏教を、実際には誠実に実践してはいない。⁴もし仏教が宗教とは認められないとするならば、数十億に上る仏教徒たちは宗教を有さない者とみなされてしまうであろう。他方、仏教徒の信念を有している者は仏教徒の原則を違えることなしに他の信念をも学び、理解し、寛容に扱ひまた実践する、ということとは、真実ではない。仏教の特徴を考慮するならば、仏教は紀元前六〇〇年以後の人類の歴史における宗教であり、さらに当面は宗教で在り続けることを我々は確信している。

法としての仏教法に関連する次の疑問であるが、仏陀の教えに由来する宗教的原則は、それらが仏教徒のコミュニティーにおいて単なる道德規範ではなく拘束力あるものと考えられているという意味で、真に法であるのか否かである。⁵

TIPITAKA (パーリ語)、TRIPITAKA (サンスクリット語) あるいは TRAI PIDOK (タイ語)⁶ に記録されている仏陀の教えは、三部に大別できる (あるいはローマの十二表法における *baskets* または *tables* のように)。それらは ① Vinaya、② Sutta (または Suttanta)、③ Abhidhamma である。その記録は、仏陀によって話されたサンスクリット語の方言としてパーリ語の中にあり、それはパーリ語の法典として知られている。仏陀によるパーリ語の使用は、インドのヒンズー知識階級 [Indian Hindu Brahmin] の伝統からの断絶を意味している。仏陀は、ヒンズー教徒の王子として生まれた。そして仏教はヒンズー教から興ったのであるが、その開宗以来、独立の方針を追い続けていた。

サンスクリット語は、インドのヒンズー知識階級の古典的言語であった。その初期の形態は、ヴェーダ [Vedic] (およそ紀元前一五〇〇〜二〇〇年) であり、サンスクリット語でヒンズー教の古代の経典が記録されている。そこにはヴェーダ [Vedas]、リグ・ヴェーダ [Rig-Vedas]、ウパニッシヤド [Upanishads]、バガヴァ・ギータ [Bhagavad Gita] ならびにラマヤナ [Ramayana] とマハバラタ [Mahabharata] の表 [tables] を含む文献の多くの主要部分がある。パーリ・ストラス [Pali Sutras] がインドで失われた後に、スリランカで発見され、インドに戻りつつ、そしてチベット、中国を越えて朝鮮や日本を通る北ルートを通りながら、結局はサンスクリット語に翻訳されたのである。サンスクリット語とパーリ語の原本との間には相違が見い出される。例えば、Dhamma (パーリ語) に対する Dharma (サンスクリット語)、Nibbana (パーリ語) に対する Nirvana (サンスクリット語) のようにである。タイ語においては、サンスクリット語とパーリ語の双方の表現が、公式タイ語として使用されている。しかしタイの仏教寺院での詠唱や祈禱は、できる限り長老の教えまたは Theravada 仏教を忠実に保ちながら、すべて仏陀が用いた言葉であるパーリ語で行われているのである。

Vinayapitaka は、男性僧侶 (Bhikkhus) と女性僧侶 (Bhikkunis) の社会 (Orders) で行われる僧侶の行動や典礼あるいは儀式に関するルールや規則を専ら扱っており、それらは仏陀によって考案されたものである。^① そのルールや規則は、五部に分かれており、概していえば世俗社会の法や社会規範に匹敵する。

西欧社会の視点から観れば、Vinaya には「西欧的」近代法制度の幾つかの要素が欠落していることも事実であ

る。聖職の剝奪という形で最も深刻な罪が罰せられるとはいえ、控訴裁判所もないし、看守もない。また僧侶たちの下した評決を強制的に実行する執行人もない。⁽⁸⁾ Vinaya は、この宗教的社会に適用される唯一のものであり、世俗世界で起こった深刻な罪と不可避的に対応するものであるならば、それはなおも法である。仏教徒の社会は、十分に組織化された僧侶のコミュニティーであり、自制的で自立的かつ遵法的である。⁽⁹⁾

Suttapitaka は仏陀の言説とストラス [Sutras] から多くの弟子によって作られた集積であるが、⁽¹⁰⁾ Abhidhamma は仏陀の言動や教えをより純粹で哲学的に詳述している。それらは、世俗世界の感覚では、社会的強制力を持つような法ではない。しかしやはり仏教徒のコミュニティーに関する行動規範や平和な生活のモデルとなっている。

仏教には三つの最も崇拜されるものがある。仏陀、ダンマ [Dhamma] そしてサンカ [Sankha] である。これらは RATANATTAYA あるいは敬意をこめて聖三位 [the Holy Trinity] に匹敵する聖三宝 [the Holy Triple Gem] とみなされている。

(二) タイ法

タイ法の概念に関して最初に生じるであろう疑問は、「法」という用語「の使用」に先んじて、「法」が「タイ」の一部になっていないのではないか、という点である。今日、多少とも明確に定められているように、タイ王国において法が強制力を有することについては疑いない。「しかし」タイ法の概念がタイの国家法 [the Law of

〔Thailand〕よりも広い概念であるかどうかについて疑問が残っている。その答えは、明確に肯定的である。この謎を解く手がかりは、タイ人やタイ民族の歴史と起源の中で発見されるに違いない。

一九七三年に『世界の諸国』〔the Constitution of the Countries of the world〕の一つとして公刊されたタイ国家の年代記初版は、次のような書き出しで始まっていた。¹²⁾

「タイ人（「自由な人々」の意）は五千年前に西モンゴルのアルタイ山脈地帯にいた部族に遡る。伝説によれば、タイの人々は、千年前に、黄河の南、「現在の」中国の揚子江に移動した。この期間に、タイ人は独立した民族を形成し、自らの王の下に統率されたのである。シャムと称したタイ王国は、そのとき以来、独立を保ち続けている」。

三〇年前にタイ王国の北東にある Baan Chiang で発掘が行われ、京都大学とインディアナ大学が研究し、世界で最も古い文明が、六千年前に遡る Baan Chiang のタイ文明であるという結果がもたらされた。伝説は実証不能であると反駁せずとも、タイ人たちがアルタイ山脈近辺へ入植する時期よりも前に、タイ王国の中核は黄金半島 (Laem Thong) に既に存在していたといえるであろう。¹³⁾

「タイ」という表現またはタイという意味は、自由あるいは自由な人を表しており、タイ民族として認識されている独立少数民族の呼称として長い間使用され続けている。そして今日ではタイ民族は、タイ王国、ラオス、ミャンマーの Shan 州、雲南州（まれに南中国のタイ自治州として知られている）、そして北ベトナムのタイ川 [Thai Yuan] あるいはタイ Dum またはブラック・タイの全体に住み暮らしている。さらにタイ少数民族の他の

グループは、インドのアッサム州 (Thai Ahom または Assam) にも居住している。したがって、「タイ」という言葉は、タイ人、タイ民族、あるいは、現在、東南アジアの様々な地域に拡散して住んでいる少数グループを意味しているのである。

そのほかの表現としては、太古からしばしば、Muang Thai¹⁴ または「自由の地」が使われてきた。これは、現在のタイ王国において統一されたタイ人グループが占有した土地や領土を表示する表現である (Thai Noi や 'Little' Thai という表現は、Shan 州に現住している Thai Yai や 'big' Thai という同類縁者とは区別されている)。MUANG THAI と称されているタイは英語ではタイランド [Thailand] と訳されているが、その他意のない発音にもかかわらず民族統一主義を目的としているという理由で、特定の地域からしばしば反感を受けている。「タイ」という言葉に「ランド [land]」という言葉をつなげることは、言語学的根拠に反することではない。同様の例は、イングランド、フィンランド、アイルランド、スコットランドなど沢山ある。

「シヤム」は、古語も含めてもともと、その地域の住民を意味し、また、しばしばシヤムに関する形容として使用される派生語「Siamese」[シヤム人] が住んでいた地理学上の地域でもある。それに対してタイランドは、タイ人 [Thais] という少数民族 [を意味する言葉] からの地理学上の派生語である。黄金半島 (Suvanna Bhumi) の北部に住んでいる住民は、中国語でシヤム・ラオ族 [Siam-Lao] と称されてきたタイ人である。タイ語では、その地域を Prathet Sayam と呼んでいる。¹⁵

東 洋 法 学
本稿においてはタイ [THAI]、タイランドおよび Siamese またはシヤム [Siam] という表現を、衡平には

ば同一の意味で用いることにするが、⁽¹⁶⁾法制史の研究者たちは、黄金時代を有していたというタイの歴史において多くの未解決の問題を見出し出している。⁽¹⁷⁾

タイ人研究者および非タイ人研究者は共に、初期タイ法の真の源を確認することができずにいる。また彼らは、初期タイ法を発展させたとしてされている Brahmin の伝統あるいはヒンズーの Dharmasastras および、Tipitaka もしくは仏教の Pali 法典から生じた仏教法、それらが与えた具体的影響の正確な割合「配分」についても確認することができずにいる。また現代のタイ法の何割が、もともとの純粹なタイ〔Thai〕に起因しているのかも、いまだに不明である。⁽¹⁸⁾さらに中国人パートナーによって行われていたような海上商業慣行および海を介した近隣諸民族との交易慣習が、初期タイ法に与えた影響の大きさについても未だ解っていないのである。法制史の研究者によって解明されたことは、⁽¹⁹⁾現代のタイ王国で有効な法の内容が、そしてそれらの法内容が西欧的市民法の形態であるにもかかわらず、西欧的に法典化される前のタイの制定法および法的伝統において、当該の有効な法内容が、仏陀の教えと実質上関連しているという視点からみると、現代の法とかつての法とが極めて密接な関係を有しているという事実である。それを仏教法として認識できると主張されてきているのである。

この点の研究を始める前に、次のことに注意しなければならない。すなわち、タイ法は多くの部分で仏教法であり、他の部分は、純粹なタイ起源および東南アジアと東アジアで普及していた国際的な商習慣を起源とするものである。⁽²⁰⁾ 仏教法としてのタイ法の研究は、Dharmasastras、Manu 法典、あるいは、タイ文字や文字体系ならびに音訳の言語学的進化に顕著に現れているサンスクリットの文化的影響を通じた、ヒンズー法との近接性を否

定してはいない。⁽²¹⁾ タイ社会へのインド文化の影響がサンスクリット語の受容による言語学的なものであったとしても、Dheravada [P. P. Theravada ?] 仏教の僧侶たちによるパーリ語の使用によって、仏教法は、現世紀以前の非法典化時代におけるタイ市民法各分野の発展に対する非常に明白な影響を有しているのである。

二 タイ法と仏教法の共存と相互依存

シヤムの三印法 [Three Seals Code] は、Sunthorn Wohan 委員会によって一八〇五年に完成した。それによると、内務省、防衛省および財務省の印章を必要とするゆえに、その法名称を、Konnai Tra Sam Duang (三印法) という。国王 Rama I は法典化委員会に次のように命令した。⁽²²⁾ 「聖タマサート [Sacred Thammasat] によって創始された王立図書館に保存されている勅命と法の手書き原稿を清書すること。および、当該原稿をパーリ語の神聖なる基準と内容に従って整理すること。それは間違いと複製物を無くし、分類するためである」。

三印法は、現行制定法 [当時] 及び勅命並びに周知のタイ習慣を編集し、照合したものであり、法典化された制定法体系に自動的に分類されたものであることは明らかである。当該法典以前は、裁判所の役人が Konnai Litte という詩形を作成していた。これは、訴えを聴取する手続に関する Ayudhyan 法の精選である。三印法は、法体系、証拠や夫婦および上訴に関する法などについての論叢であり、国王 Rama V の御世まで、およそ百年以上も現在のタイ王国で用いられてきたのであった。その他に、法改革委員会 [Law Reform Commission] が、一八九七年に創設され、刑法や民事訴訟法、民商法さらに裁判所法を含む、タイの諸法を法典化した

のであった。²³

アユタヤ王朝（西暦一三五〇年～一七六七年）では、次のようないくつかの法が採択された。

- ① 証拠法（西暦一三五〇年）
- ② 国家に対する叛逆法（西暦一三三一年）
- ③ 夫婦間法（西暦一三五一年）
- ④ 訴訟手続法（西暦一三五五年）
- ⑤ 人民に対する叛逆法（西暦一三五七年）
- ⑥ 強盗に関する法（西暦一三五〇年および一三六六年）
- ⑦ 多様な物に関する法（西暦一三五九年）

スコーター王国（西暦一二五七年～一三五〇年）の石碑文（西暦一二九二年）は、初期タイの法史を明らかにするような決定的なものではなかった。その石碑文は、王の行動と義務を記述することによって、法文となっていたのである。²⁴

Ahom Buranji の法資料は、仏教徒になる前のタイ人が如何であったかを明らかにしている。タイ人の初期の慣習は二つに集約され得る。第一に、Lengdon、すなわちアッサム人の王国におけるタイAhomの最高神は、その二人の孫にタイ人とその他の人民を支配する方法を教示しながら、同時に法令を發布した。²⁵人々の多民族性についてLengdonは次のように強調した。「この世界には様々な人々がいる。非常に多くの人々が生活して

いる。お前は拳 (a firm hand) を持って支配しなければならぬ。私はお前に正義を行うように助言する」。仏教徒になる前のタイの法文化は、文化的多様性の維持と、各タイ人家族の高潔性 (integrity) に重きを置いておられるように思われる。⁽²⁶⁾

第二に、Khun Borom、すなわちタイ・ラオ族の王は、彼の七人の息子と義娘たちに支配の方法を助言しながら、同時に法令を發布した。ヴィエトナムの Dien Bien Phu 地域には多くの民族がおり、かれらに対するタイの共同統治ルールに関する記述から、タイ・ラオ族およびタイ Yuan についての Thai Ahom および Khun Borom の二つの前仏教的タイ法が、ある戦略を描き出している。⁽²⁷⁾ その戦略とは、メコン上流域からマレー半島の付根までの、⁽²⁸⁾ さらにメコン中流域から東北インドのアッサムまでのあらゆる地域に対して、そこにいる多民族をタイ人の支配下に置くというものであった。

近年に至るまで学者たちは、「仏教徒による法的影響」を欠落している分野として長らく考えていたが、最近の十年間で、多くの仏教学研究によって当該見解は変わりつつある。仏教徒の法的伝統は、ヒンズー教の Dharmasāstras 以前ののものであり、Dharmasāstras とは全く異なった内容を有しており、一般にタイおよび東南アジア文化に対するインドの影響が主であったと、いまでは考えられている。⁽³⁰⁾

東 洋 法 学
ハクスリ (Huxley) は、パーリ語の文献および Niti と Chhap の民族伝承に関する宗教哲学的関心と法文献とを分類した。⁽³¹⁾ 彼は、Tīpitaka に関する七つのリストと七つの物語を提示し、Critical Pali Dictionary の引用に関連した括弧書きで解説を記した。それには特に、次のものが含まれていた。すなわち、三種の奴隷 (Vāṇi

224) 四つの AGATI あるは本来の正義 [natural justice] (J I 176 ; J iv 105) 財産の価値を決定する四つの要素 (V-a viii 64) 配偶者の五つの義務 (A iii 36) 七種の妻 (A iv 91 ; J ii 347) そして二十五種の窃盗 (V-a viii 60) である。

相互独立、不干渉および極めて広範な相互依存、これらの中での寺院と国家の共存は、あらゆるところで、且つ多くの歳月を通して、タイ王国において充分に実行されて来ている。それは十六世紀（およそ西暦六〇〇年）の終わりまでにスリランカ [Sri Lanka] の Pallava から黄金半島 (Svarna Bhumi) で仏教が受容されて以来であり、その結果 Mon Dvaravati 王国の Nakorn Chaisri (Nakorn Pathom) への最初の塔 (Pagoda/Phra Pathom Chedi) が建設されたのであった。⁽³³⁾ そしてそれは Chiengsaen、Lannathai および Sukhothai のタイ王国に向かって北上したのである。今日、共存は、タイ国旗の「三色旗（トリコロール）」に反映されている。すなわち、国民国家を表す赤、仏教を表す白、そして国王および王室を表す青である。この三色は、一九三二年以来、民主国家タイを規定する憲法で保障されている他の聖三位 [Holy Trinity] をも意味しているのである。⁽³⁴⁾

平和的共存は、実際には、寺院あるいは君主制度が、相互交流や相互依存なしに国家の一部たる位置から孤立するということの意味するのではない。すなわち、より重要なことは、宗教的秩序が自律的存在として公法や行政法のもとで組織化されるのではなく、タイ王国の民法や商法によって組織化されるということである。⁽³⁴⁾ 仏教寺院や法人が、タイ王国の民法や商法のような法制度の下で権利義務を有しているようにである。実際、宗教的秩序

は、タイ王国の法的小よび憲法的枠組みの中で共存しているのである。

君主制社会においては、聖職者秩序の制度が、最高位の長 [Supreme Patriarch] を頂点として、そして仏教僧社会の Mahathera 最高会議 [Council of Elders] によって統治されながら、構築されてきた。中国、日本、朝鮮およびヴィエトナムの地域では大乘仏教 [Mahayana] が見い出されるにもかかわらず、タイ王国においては、他の東南アジア諸国と同様に、有力な仏教徒の秩序は、Dheravada 仏教あるいは Hinayana であった。⁽³⁵⁾ 最高会議 [the Council of Elders] は、寺院に関する諸事項を管轄し、Dheravada 秩序内で、寺院長 [abbots] や主寺院長 [Chief Abbots] ならびに公式な聖職者の地位に関して、上級僧侶たちに斡旋しているのである。そのような僧侶たちは、パーリ法典に基づく Vinayapitaka によって厳しく統制されているのである。

このような僧院では、満月あるいは半月⁽³⁶⁾に、Sankha が PATIMOKKHA あるいは、例外なしにすべての僧侶によって遵守される行動規範や規則を詳細に記述しているパーリ語の二二七の韻文を吟唱する。軽微な違反は、特別の僧侶 [fellow monks] によって処理される。これに対して、窃盗、殺人および女犯といった重大な違反は、最高会議が出す命令書によって処理される。この処理は、宗教法上の適正手続 [due process] が行われた後に実行される。例えば、僧侶衣の禁止、僧侶職からの追放、「僧侶秩序への」⁽³⁷⁾再入会の禁止などといった、生死に匹敵する命令なのである。さらに「当該処理に対する」世俗の法秩序による再審は存在しない。

寺院あるいは僧院が公衆に受け入れられている理由は、兵役免除を維持し続けていること、および私的な権威による如何なる強制や侵入によっても汚され得ないことである。あらゆる現実的な目的のために、寺院は神聖不

可侵であり、軍に対しても同様である。僧侶たちは、僧衣をまとっている限りは逮捕され得ず、寺院も家宅捜査をされ得ない。捜査令状は、僧院に対しては発せられず、僧侶に対する逮捕令状あるいは証人として呼び出す召喚令状も発せられないのである。寺院は、官憲が触れることのできない避難所または聖域となっている。それゆえに仏教僧はイギリスのコモン・ロー上の「聖職者の権益」[Benefit of clergy]以上の権利を得ているのである。彼らは、疑念や特に政治的問題とは無関係のところにいる³⁸⁾。

タイにおける Dheravada 仏教は、二つの集団を包含している。すなわち、Thammayuth と Mahanikai である。前者は、寺院の数が少なく、それを維持する一般信者の数も非常に少ない。タイの寺院の大部分を占め、タイの仏教僧の八〇%以上が Mahanikai に属している。この両派(あるいは Nikais)は、往年の Buddhapassa (あるいは仏陀の生きていた時代)においては、極めて近いものであった。Thammayuth は、Vinayapitaka についての厳守と厳格な解釈を行う傾向にある。つまり、パーリ語記述を読み、詠唱するに当たって、元来のパーリ語発音を踏襲するなどである。一方、多数派の Mahanikai の信者たちは、厳密な規則を緩め、パーリ語原文をタイ式の読み方に変更している。Thammayuth の寺院では、あらゆる祈禱、詠唱そしてパーリ語の韻文が、パーリ語で行われているが、その祈禱に Mahanikai からの客人が参加する場合は、当該客人に対する礼儀および多数派に対する敬意から、詠唱は Mahanikai 方式で行われる。

国家が仏教寺院に対する非統制状況を調査する以上に、僧侶たちは、仏教徒共同体の平信徒と接触しなければならぬ。日の出前の早朝から、僧侶たちは、信徒たちから食料を入れてもらう籠 (Pati) を持って村や町を

徒歩で、あるいは場合によっては小船で巡回するのである。信心深い仏教徒は、Sankha に対して食物や花を差し出す。彼らは、そのような行為を功德の一つの表れと考えているのである。

あらゆる国家機能は、上級僧あるいは Somdej 階級にある高位の僧侶を伴った最高位の長 (Supreme Patriarch) によって公式に行われている。First Plough (Ptee Raekna) の儀式のような公的な行事においては、ヒンズー教の Brahministic な儀式を執り行う上級 Brahmin が、その儀式部分を担当する。他の東南アジアにおいても、国家行事に関するこのようなことは、決して珍しいことではない。戦場に赴く軍隊は、まず最初に、僧侶による加護の祈りを受けるのである。また私的あるいは個人的にも、結婚や出産、誕生日や火葬のときも、それが寺院であろうと自宅であろうと、仏教僧によって執り行われている。船舶、航空機あるいはボートや自動車の洗礼式は、しばしば、僧侶または Sankha のグループが執り行っている。

三 仏教法とタイの法原則との相互作用

複数の方法で、タイの法規範の法形式に対して、仏陀の教えの影響が現れている。タイの法制度の構造は、さらにそれを強力に推し進めるかのように、僧侶秩序に関する Vinayapitaka の履行や、王国の一般仏教信徒に関する Suttapitaka および Abhidhamma の思想の拡大という両方面において、仏教法を尊重している。

(一) タイの法制度における仏教法の影響

(一) Lanna Thai Law における仏教の影響

タイの標準語においては Katmai とは法を意味するが、Lanna Thai では Katmai は「一般に書かれた記録」すべしという、広い意味を持つている。北部タイの法文書に関して言えば、当該用語は次の意味を有している。すなわち、Mangraithat, Thammasat, Rajasat, Khadiok, Khlong, Thammasat, Anajak, Khamsonn Phaya Mangrai として Avaharn である。⁽⁴⁾これらのタイトルをもつて行われた写本は、通常「Lanna 法 [Lanna Law] を参照している。例えば、Mangraithat は「Mangrai 王の法」という意味であり、また Thammasat は全人類に適用される普遍的自然法である。Rajasat は、前例において王が決定した判例法である。Khadiok と khadidham は「現世と仏教の歴史」を意味している。Khlong は方法論であり、Avaharn は強盗を、また Khamsonn は教えを意味している。勅令 [royal decree] と裁判 [判決] は、Mon Pagan (Pukam) Thammasat において観られるように仏教の影響を反映したものであった。

北部地域における Hinayana 仏教の最も古い痕跡は、九世紀の Haripunchai (Lampang Province) に関する碑文と年代記に現れてゐる。チェンマイにおける Lanna に関する Phya Mangrai の設立 (西暦一二九六年) から Phya Kuena の治世に至るまで、チェンマイの人々は Theravada 仏教を實踐しており、国王も仏教のイメージを拡散することを支援し、また Wang Kam とチェンマイに多くの寺院と僧院を建立していた。一二七〇年に Phya Kuena は二人の Sukohai の僧侶を招待して、チェンマイに「Theravada 派を創設することを

Pagan において命じ、訓練した。第八回世界仏教徒会議 [the Eighth World Buddhist Council] が、一四四七年に Wat Ched Yod で開催された。Lanna を学んでいる多くの僧侶たちが TPIPTAKA を再検討するために参集し、仏教問題について討論した。Triokraj 王は自らの規則に権威と正当性を与えるために Lanna 僧たちを頼みにしていた。Lanna 裁判所は VINAYA および他の仏陀の教えを、平信徒を統率するために使っていた。Lanna Thai で用いられていた法は、Dhamma によって支持されなければならなかった。つまり、Dhamma は、国家の立法と勅令を神聖化し、大衆に受け入れられるようにするために、それらを正当化する役割を果たしていたのであった」⁽⁴⁾。

当時、僧侶はその社会の学者であり、重要な儀式や勅令を文章化することを任務とする王国の公的法律家として働いていたが、Vinaya の影響は Mangrai 王朝の初め頃には明白ではなかった。しかし、Phya Kuena によって〇の判例が報告されたことによって、法廷を組織する判事たちの名前が明らかとなり、また審問において特に Jataka、Vinaya、Phra Sut あるいは Sikha Vinai が引証されたことで明らかとなった。十四世紀までの法に対する仏教の影響は、僧侶に対する人々の敬意としても表れていた。スリ・ランカや Pagan に仏教を研究するために赴いたのは、まさに僧侶たちであった。彼らは Lanna に関する新しいパーリ語文献の出現について説明し、Lanna 法について最も影響力を持っていたのであった。世俗の Lanna 法における VINAYAPITAKA の使用は、多くの勅令に見い出される。

ある学者は、次のことを確信している。すなわち、Lanna 法は極めて非組織的方法によって Vinaya から創

られたのだと。つまり、記述形式は、当時、かなり混乱しており、体系化されていなかった。チェンマイの十五の支配者の王朝を通して公布された the Kosaraj Law 16⁶では、その第一章は、世俗の場合と聖職者の場合とを比較し、Lanna 法の体系における宗教と国家とが如何に混有するかを明確に規定しているのである。⁽⁴²⁾

他の例は、Mangraichat-Avahn 25 (二十五種類の強盗) に示されている。それは、例えば二〇種類の妻や Lanna Thai Law にも影響を与えた訴訟の方法といったような事項が、Vianay に基づいて記述されている。

Vinaya の影響が直接現れた他の分野は、姦通、性的虐待、離婚、口論、窃盗、恐喝および詐欺が含まれている。僧侶に関する規則は、平信徒の生活に容易に適用し得るものであったが、農業上の犯罪、灌漑、喧嘩、偽造と分割には、影響を与えることは無かった。⁽⁴³⁾

(ii) 中央タイにおける仏教の果たした形成上の役割

もし Theravada 仏教が Lanna 法と法学の形成に対して現実的な影響を發揮したのであれば、中央タイにおける仏教の影響は、Sukhothai および Ayudhya から Ratanakosin の時代に至るまで、誇張であると言われることはあり得ないであろう。

早期に Deravada [P. Theravada?] 仏教を取り入れたため、Lanna の南にあるタイの諸王国 [Thai Kingdoms south of Lanna] は、実際の生活上、完全に仏教徒になったのであった。記録の無い時代から、二〇才以上のすべての強壯な男子は、新信者あるいは僧侶として one Bassa あるいは Passa または Vagssa もしくは雨期の三ヶ月間、それぞれ僧院に入る慣習があった。その者が、成熟するために、あるいは仏陀の教え、

Vinaya Suta および Abhidham の教えを受けるのは寺院の中である。仏陀の教えと仏教僧としての Dhamma の実践の知識は、人を十分に成熟するように促すものである。⁽⁴⁴⁾

寺院は、宗教的戒律や仏陀の教えを学ぶ場所を意味するのみならず、一八九七年の公立学校と文部省の設立以前は、バンコクと田舎に住むほとんどのシヤム人の子供たちが、寺院で仏教僧による初期教育を受けていたのであった。今日でも、いくつかの公立学校は仏教寺院と関連している。たとえば、Wat Dhepsirin School、Wat Rajaros School および Wat Rajadhrivas である。仏教の影響は、非常に幼いころから成人したあとまで計り知れないほどである。学校に行く日は毎日、朝の祈り、Ratanattaya の詠唱および三宝の繰り返しで始まる。三宝とは、仏陀、Dhamma、Sankha とある。⁽⁴⁵⁾

毎新学期の初めに教師に対して敬意を表すとき、その儀式は、Vinaya に従って自身を処した、仏陀、仏陀の教えおよび Sankha への敬意の表明が先に行われるのである。

(二) タイ王国による仏教法の支援

仏教法がタイの法制度の一部となっていることが、様々な実例において明確に現れた。そこで、タイ王国およびその法制度が仏教法を支援していると考えられ得る範囲を調べるために、ここで見方を変えてみよう。

(i) 憲法による保護

すべてのタイの法令と基本法、特に最も新しく公布されたタイ王国憲法（仏暦二五四〇年、西暦一九九七年）

は第八条「ママ・第九条?」において、国家宗教として仏教を擁護するされている。⁴⁶ 「国王は仏教徒であり、仏教徒の信仰を擁護する」。

したがって、仏教と最も密接な結びつきが、この規定に見い出される。この規定は、極めて大きな意味合いを有している。仏教が寛容であるゆえに、タイ王国では他のすべての宗教も実践され、許容されている。「憲法」第五条は、「タイ国民は、出生、性別あるいは宗教の如何にかかわらず、本憲法の保護を平等に受ける。」と規定している。⁴⁷ その証拠に、他の宗教も保護されている。何人も思想、良心及び信教、信仰又は宗教的信念に関する基本的自由を享受し、第三十七条「ママ・第三十八条?」の下で、「国民の義務に反せず、公の秩序あるいは善良の風俗に抵触しないとき」、「教理に基づく行為あるいは「自己の信仰に基づく」儀式を行う自由を」保証されている。⁴⁸

新しい寺院と僧院は、維持され且つ旧舎を利用しながら構築され続けている。つまり、王国の人口の増加とともに拡大し、国家と寺院との平和共存を保ちながら存続しているのである。

(ii) 王室と国家の役割

王室の儀式と国家の機能は、常に高位にある Theravada 仏教僧による積極的な行動をとまっている。現実の問題として、Sukhothai、Ayudhya から現在の Ratanakosin に至るタイの大部分の君主たちは、一定期間、Passa あるいは短期間またはラーマ王のような場合に、もしくはシャムの王位を受けるために寺院から去る前の多くの Passa の間に、僧侶の身分になる伝統を維持していた。⁴⁹

そこには明確な仏教徒の階級が存在する。すなわち、もし君主が僧侶の身分に入ったならば、最高位の長〔Supreme Patriarch〕に次ぐ「準」最高位は、あらゆる聖職者のおよび国家の役割に關しても、国王に用意されているのである。国家元首のために用意されている「準」最高位の地位は、仏教徒の聖職者階級の構成員のなかで共通して承認を受けている。反対に、最高位の「長」の地位は、全事項を統括するための最も高位にある崇拜の対象というイメージを有しつつ、Sankhaや仏陀の門弟を體現している最高位の長〔Supreme Patriarch〕のために用意されている。⁽⁵⁰⁾

四 おわりに

これまでの考察は、何らかの結論を導き出すものではなく、試論または仮のものであるため、本稿は未完でもある。「タイ法と仏教法」というテーマについてほとんど十分な調査ができずに、所期の目的を達せられないまま最後の日を迎えてしまったことを、私は遺憾に思っている。核心に迫れないまま、筆者は、非常に多くの調査資料などと格闘した。それらの調査資料は、近年未だ公表されておらず、写本と翻訳の過程にある。圧倒的な新しい発見の宝庫に直面し、この分野における研究上の知識の源は、何ものにも勝るくらいの広がりを見せている。

引き返せないとところまで達したが、巨大な壁にぶつかり、何も見えない。しかし我々は登り続けなければならぬ。たとえ巨大な壁を乗り越えられるか否かが判らなくても、他に道はなく、それが永遠であっても。しかし

その先には、雲ひとつなく空が晴れ渡り、海底は真平らに透き通って見え、視界は無限のように思える。

本研究において私の先達にあたる勇敢な法制史家や法学者によって繰り返された「研究上の」結論以上のことを纏め上げることなく、筆者は本稿を終えることにしたい。ただ、虫のよい望みではあるが、本稿が、この豊かで未知の領域に挑戦する次世代のための誘いまたは踏み台に、必ずや成るであろう。

いくつかの疑問が急にわいてくる。そのすべてが緊急で興味をそそるものである。明らかに明文化されたタイの法は、仏陀の教えと関連している。特に仏教徒の原理によってタイ法のすべての部分が影響を受けているのではなく、民法典、とりわけ身分法、家族法、財産法および、契約と債権債務の法 [the law of transactions and obligations] に、⁽⁵¹⁾ 仏教徒の原理に基づく法規範が染み込んでいるのである。刑法でさえも、とりわけ *Un-guimnala* —— 「Finger-Garlanded One」 —— の転化によって、仏陀の教えの影響がないというわけではない。

仏陀の教えと、タイ民法典における人の法的地位との間の極めて近い関係性を描き出すならば、民法典第十五条が次のように規定している。すなわち、⁽⁵²⁾ 法人格は、出生により始まり、生存をもって継続し、死亡をもって終了する。この内容は、*SAMSARA*、つまり仏教における輪廻転生を表している。

アメリカ人権協定 [American Convention on Human Rights] の第四条と比較すると興味深い。そこでは生存権 (the Right to Life) について次のように規定している。

「一 何人も、自己の生活を尊重される権利を有する。この権利は、法によって、および一般的には当該概念の重要性によって保護される。何人も、自己の生活を恣意的に奪われることは決してない」。

当該概念は出生を前提としなければならない。タイ民法典第十五条はまた、第二項で次のように続けている。「胎児は、出生後に享受する権利を有する」。

この条文は、もし履行されるならば、未だ生まれていない子供に対して全ての権利を、そのはじめの瞬間にまで遡って付与することになる。このことは、カトリック教の影響を反映しているアメリカ人権協定における概念と、生物学的に一致するのである。

この比較によって、仏教の五つの戒律、すなわち *Pancasila* は、その第一の *Sila* を次のように始めている。

「*Panatiyata veramani sikkhapadam samadiyani*」

字義通り、私は、生きている人を殺すことをやめるといふ、私に求められている戒律を遵守する。ある面では、このことは、旧約聖書の戒律である「汝殺スナカレ」〔*THOU SHALT NOT KILL*〕と相反するものではない。ただ、仏教徒の見方では、人間、動物、海洋生物、草木など生けとし生けるもの総てを認めるといふ、より古くより広範な明確性をもっている。

問題は、胎児は、出生して母体と分離される前に独立した存在として、独力で呼吸をしていると言い得るかどうかである。

多くの他の事項は、論点を巧みに避けている。寛容と思いやりを教える仏陀の教えの影響の下、タイ法は、他の宗教への寛容を承認している。その結果、家族関係についてのタイ法は、多元的社會の承認と共存を反映している。そのような社会では、異なる信仰を有する人々が特に家族関係、養子縁組、婚約、婚姻、離婚および相続

に関する異なる属人法に従い得るのである。これが、何故にタイ王国が仏暦二四八一年（西暦一九三八年）以来、抵触法〔Code on the Conflict of Laws〕を採択したかの理由である。

最後に、筆者は、挑戦することの意味深さに魅了された比較学者に次のことを、もう一度繰り返したい。すなわち、その挑戦〔者〕は、仏教法とタイ法との間にある相互影響の性質と範囲についてはるかな探検と研究を求めて仲間に加わることを待ち受けているのだと。そしてまさに、タイ王国の近隣諸国——その領域はシヤムと重なっており、時の経過とともにシヤムと統合された——法も同様なのであると。

注 釈

(1) キリスト教世界が仏教に始めて接触した最初の感触は、肯定的であつたように思われる。日本に向かつて最初のイエズス会教団が長崎に上陸し、日本人は堅固な仏教信者であると、ローマに報告した。その後、フランスのルイ十四世はシヤムのNarai国王に対してシヤムの国王がカトリックに宗旨替えるように説得を試みた。See, *A Voyage to Siam*, 注26 “The Fifth Book,” 215-59から引用。

(2) See, *Imneria Asiatica, Thailand*, vol. II, *A Voyage to Siam Performed by Six Jesuits Sent by the French King to the Indies and China in the Year 1685*, 275 (1688). 「シヤム人の宗教は大変に古く、完全に理解できず、パリー語によつて書かれた書籍に拠っている。そのパリー語は学術的言語であり、彼らの中の数人の学者〔Doctors〕を除いて誰もほとんど理解できない。(中略)シヤム人は神を信じているが、我々が有しているような観念を持つてはいない。(中略)彼は激情から解放されており、彼の静穏を変え得る如何なる思いも感じていない。(中略)」。

(3) See, Nicholas Gervaise, *The Natural and Political History of the Kingdom of Siam*, 3d ed., “Third

- part : Of the Religion of the Siamese." 125-79.
- (4) 肉体的悦びと自己禁欲とが二つの両極を回避するものは、中道の推奨である。Dhammapada または Dhamma の道は、十八の戒律を列挙している。その最後は、行動、言論および精神の抑制を唱導している。あらゆることを抑制した者は、すべての苦しみから解放される。Phra Sunthorn Plamintri, *Basic Buddhist Course* (1991), 101-103. 但し次も参照のよう。Howland in "The Challenge of Religious Fundamentalism to the Liberty and Equal Rights of Women : An Analysis under the United Nations Charter," 35 *Column. J. Transnat'l L.*, 271-377, at 286-289, n.43 (1997).
- (5) See, Andrew Huxley, *Thai Law : Buddhist Law* (1996). 「Vinaya はいくつかの要素を欠いている。それは、我々が現代法制度において求めるものである。(中略) Vinaya 専門家が互いに書いたり討論したりする方法は、やはり、疑いようもなく法的なのである。」
- (6) Thai, Pali および Sanskrit による三種の筆記が使用されてきたし、また未だに区別なく使用されている。この混乱は、Thai, Pali および Sanskrit からローマあるいは英語のアルファベットへの音訳表現の相違によって、一層複雑になっている。
- (7) Patimokha においては、Bhikkuni Vibang は、女性の僧侶たちによる厳格な監視のために、三十一の規律を受け入れる。そのような Bhikkunis は仏陀が生存していた時代であっても、大変に稀な存在であった。彼女らは、Asoka 王後には極めて珍しく、実際には、「その制度自体が」一時停止状態であった。今日、我々が目にする白いローブを身にまとった者は、Bhikkunis ではないが、尼僧である。彼女たちは、三十一の戒律中わずか八の戒律を遵守することを求められている。女性の修行者のようにではなく、尼僧は頭を丸め、独身を通し、そして午後からの托鉢を禁止されているのである。
- (8) Parachick は最も厳しい刑罰であり、僧侶の地位の剝奪である。そのほかに六つの明確な罰がある。すなわち、Abat Sangka Thiset, Abat Tullachai, Abat Nissakhee, Abat Pachitt, Abat Patthesaninya とつて Athi-kornsomaka である。

- (9) 僧侶にとつてより軽微な罰は、当該罰に關して伝道するために、二十人の僧侶に説教と勸進を行うことによつて放免され得る。その間に、不心得な平信徒も目覚めることになる。タイ王国における仏教僧の秩序の詳細については、左記の注(37)を参照するところ。
- (10) See, *Plamitr, supra n.4*, Part II : 1. *Dhammacakkappavattana Sutta* (Dhamma の論) は、我々に四つの崇高な真実 (the Cattari Ariyasaccani) と崇高な入りの道 (Atthangikka-Magga) ならぬに於て、また Mahaparinibbana Sutta (偉大な逝去論) を教示してゐる。
- (11) Abhidhamma は、偉大な原理論であり、もとより、雨のための隠遁の期間あるが、Mayadevaputta への仏教徒の大齋節——その最後の日 (Pavarana Day) ——を通じて、仏陀によつて流布されたものであった。今日、Abhidhamma の祈りは、Samsara に於いて暮らすことを、生まれ変わりを、年齢を、そして病氣と死とを慰問するために、葬儀にもあつて、詠唱せられてゐる。
- (12) Marut Bunnag and Bruce J. Brafman, *Thailand I* (Albert P. Blaustein and Gisbert H. Flanz, eds., 1973).
- (13) See, Sucharitkul, "Kingdom of Thailand," xii in *Constitutions of the Countries of the World* (Blaustein and Flanz, eds., 1993).
- (14) Mhang Thai は一八五五年の Bowring Treaty の草案の中で使用されたが、最終案で SIAM に変更されたのであつた。See, vol.1 (1617-1869), *Bilateral Treaties and Agreements Between Thailand and Foreign Countries and International Organizations*, 23-81 (1968).
- (15) See, W.A.R. Wood, *A History of Siam*, Chiangmai, 31-48 (1996).
- (16) Prathet Sayam と Siam 同様に、国歌は同じ形式だが、Prathet Thai と併用されてゐた。最も有名な詩形は次のやうな用がなされてゐる。「SIAM が存在し続ける限り、THAIS を生かす。SIAM が死なば、THAIS は如何にして生き残るのだろうか。」
- (17) See, Huxley, n.5 *supra* at 26.

- (81) See, Wyatt, "Reflection on the Intellectual History of the Pre-Modern Southeast Asia," *Proceedings, Seventh IAHA Conference August 22-26, 1977, 1587-1588* (1979). 「東洋の歴史の中心は、仏教の隆盛と、その東南アジアの近代化の過程に関する研究が、東洋地域のなかで、その東南アジアの文明の性質を評価するなかで、知的変化を説明すること、興味を抱く研究者にとつて、ユニークな機会を提供する。(中略) 法文書におけるユニークなことは、人と社会が、近代化かつ非僧侶的のタイの知識人を扱つてゐるのである。」
- (82) See, e.g., Masao, "Researches into the Indigenous Law of Siam as a Study of Comparative Jurisprudence," *2 Journal of Siam Society (J.S.S.)* 14-18 (1905); Leclaire, *Les Codes Cambodgiens* (2 volumes, 1898); Lingat, "Notes sur la Revision des Lois Siamois en 1805," *J.S.S.* 19-27; Huxley, "How Buddhist is Theravada Buddhist Law?," *1 Buddhist Forum* 41-85 (1990).
- (83) See, e.g., Viraphol, "Law in Traditional Siam and China: A Comparative Study," *65 J.S.S.* 81-136 (1977); Zhang Xiaohui, Xu Zhonggi & Zhang Xisheng, *Explorations in the Laws of the Dai Nationality in West Yunnan*, Paper presented to the 4th International Thai Studies Conference; J. Villiers, *Doing Business with the Infidel: Merchants Missionaries and Monarchs in Sixteenth Century Southeast Asia* (1994).
- (84) See, e.g., Aroonrut Wichienkeo and Gehan Wijeyewardene, *The Law of King Mangrai* (1986); Vickers, "Prolegomena to Methods for Using Ayutthayan Laws as Historical Source Material," *72 J.S.S.* 37-59 (1984); Ishii, "The Thai Thammasat," 143-203, *Law of Southeast Asia, vol. I, The Pre-Modern Texts* (M. Hooker, 1986).
- (85) See, e.g., Ishii, n21 *supra*, translating the Preamble to the Three Seals Code; Low, "The Laws of the Mu'ung Thai," *Journal of the Indian Archipelago and Eastern Asia, I*, 395-429 (1947); E. Croizier, *Notice des Manuscrits Siamois de la Bibliothéque Nationale* (1887).
- (86) See, Sucharitkul, n.13, at *supra* xvi-xvii.

- (24) See, an extract from the Sukhothai Stone Inscriptions of 1292/93 A.D. [Khun Ram Kamhaeng 王十の時代] Sukhothai 王国は繁栄した。水辺には魚がおり、平原には稲があった。王国の支配者はそれらを独占せず、その人々に分け与えた。道々に沿って、人々は、貿易のために家畜を引き、商売のために馬に乗った。(中略)]。
- (25) G. Barua, *Ahom Buranjī: From the Earliest Times to the End of Ahom Rule Calcutta* (1930). See, also de la S. Loubaere, "The Kingdom of Siam," in *Asia Historical Reprints* (1969).
- (26) G. Condominas, *L'Espace Social a Propos de l'Asie du Sud-Est* (1980).
- (27) *Id.*, and also Chutintaranond, "Mandala, Segmentary State and Politics of Civilization in Mediaeval Ayudhya," *J.S.S.* 78, 89-100 (1990).
- (28) See, e.g., *Raja Khata Muang Nan from Tai Yuan original mulberry text paper*, transcribed by Aroonrut Wichienkeo, text from Nan Province, *Journal of History Society*, 34-50 (1981); Anulomya Kotmai Boran, transcribed from tai Yuan palm leaf by Aroonrut Wichienkeo, in *Historical and Textual Studies* (1984).
- (29) See, e.g., Hin<um a>uber, "Buddhist Law According to the Theravada Vinaya - A Survey of Theory and Practice," *Journal of the International Association of Buddhist Studies*, 7-45. ; Sommai Premchit, "Lanna Literature," *Catalogue of 954 Secular Titles*, Bangkok (1986).
- (30) See, e.g., Huxley, "The Kurudhamma : From Ethics to Statecraft," *Journal of Buddhist Ethics*, 191-203 (1995); Jardine, "Buddhist Law," in *4 Imperial and Asiatic Quarterly Review*, 367-375 (3rd series, 1897); Upendra Thakur, "The Brahmana Pandits in Siam," in Proceedings of the Third International Conference on Thai Studies, 353-358 (1987).
- (31) Huxley, n.5, at 19-20.
- (32) See, Rong Syamananda, *A History of Thailand*, 13-19 (1976, reprinted 1988) ; 卷への王国を黄金半島

- [the Golden Peninsula] と発見された。例えば次のようなものである。Funan, Dvaravati, Chenta, Champa, Sriksheeta, Sudhannavati, Srivijai.
- (33) Id. 1-5, 一九一七年までのタイ王国の国旗は、赤と白象であったが、タイ王国は、第一次世界大戦で連合国に参加した一九一七年九月二十八日に、国王 Rama VI が三色旗を導入した。
- (34) Section 72 of the Civil and Commercial Code of Thailand, Books I and II, 仏暦二四六六年(西暦一九二三年)には、政府機関に続いて、寺院と僧院が法人格あるものとして掲載されている。最近修正された法では、寺院および僧院あるいは政府機関の双方には一切言及されていない。この両者は、特別法によって異なる扱いを受けているのである。特に次を参照。The Sangha Act — 仏暦二五〇五年(西暦一九六二年) — 第七条では、国王は最高位の長(Supreme Patriarch)を指名すると規定されている。
- (35) See, e.g., David Holmes, *The Heart of Theravada Buddhism : The Noble Eightfold Path* (1977). 仏教僧秩序の統治に関する以下の次を参照。the Sangha Act (仏暦二五〇五年) © Mahathera Council and Regional Buddhist Organization of Monastic Order, and Ministerial Regulations.
- (36) See, id., 13. Mahayana を字義通りに訳すと「ブローム・マヘー(the Broad Way)」となるが、伝統的な Theravada の道ではなく、より一般的な、あまり僧的修行というほどではなく、個人の自己抑制の強調というほどでもない意味である。Mahayana 仏教にとって悪くなくはない。仏陀は、理解の程度に基づいて多くの異なる教え方を持っている。See, *The Buddha and His Teaching*, Narada Maha Thera (1980).
- (37) See, e.g., Prasert and Griswold, *Epigraphic and Historical Studies* (1992), Inscription 15 of 1515, Study No. at 16, 672. 「仏陀の弟子の一人の僧を殺すことは、仏陀殺した等しく、生きてゐる間に因果応報的天罰となる四つの罪の中の一つであり、ある者は Prachick である」。Nikakamma (聖職または聖職衣を剝奪すること)の詳細については次を参照。the Sangha Act (仏暦二五〇五年) 第二十四条、第二十五条、第二十六条および第二十七条の Salamanapes (僧侶からの離脱)。その他の民事的・刑事的罪に関しては、第二十八条、第二十九条および第三十条を参照。そこでは、過ちを犯した僧侶を、名譽失墜あるいは拘留もしくは投獄の刑を受けさせるた

めに、僧侶身分から離脱せざることを義務付けている。

(38) 君主や王子たちが僧侶社会に入ることは珍ごとくはなから。したがって、Mongkut王つまり Rama IV は即位する前の二十七年間に渡り僧院にいたのであった。そして英語と同様に Dhamma を Pali を学んで了った。また僧院長への奉仕や Wat Sanno Lai を Wat Bovornives とする Wat Rajathivas に於いて Maha Nikai とともに Thammayuth Nikai を伝授して来たのである。

(39) See, the Sangha Act (仏暦二五〇五年) には、Dhamma Vinaya に違反するところにはあるが、僧侶に対する学問的行為および調査、自治領における大幅な自治権を認めていた。民法典や商法典に違反した、あるいは犯罪への加担の容疑者となった僧侶については、寺院と国家との間に管轄権の明確な分掌があり、そこには聖職の剝奪、聖職衣の剝奪あるいは僧侶身分から退職させるための強制的辞職も含まれるのである。

(40) See, Aroonrut Wichienkeo, "Lanna Customary Law," in Huxley, *supra* n.5, at 31-42 ; Kotnait Lanna, *Journal of Faculty of Humanities, vol. 11*, (July - Dec., 1982), and Raja Katha Muang Nan, in *Journal of Historical Society, vol. 2* (January, 1981).

(41) See, *id.*, at 35.

(42) See, *id.*, at 36.

(43) See, *id.*, at 37.

(44) See, Plamintri, *supra* n.4, at 139-141. Dhamma を賦与するところには、他の全ての賦与に勝るものである。Dhamma を分けることは、実際に、非常に価値が高い。人は Dhamma を研修する場合のみ、それを分かち得るのである。

(45) *Id.*, Chapter 2 : Triple Gem (RATANATTAYA), at 5-7.

(46) 仏暦二五四〇年(西暦一九九七年)のタイ王国憲法第八条「マ・第九条」は、国王が仏教徒であることを定め、ており、また仏教信仰を擁護することを定めている。さらに仏暦二四五七年および二五六一年の Roman Catholic Act または プロテスタント布告書 (the Protestant Proclamation) と Bangkok Era 1236 をそれぞれに於いて、国

- 王は、ローマ・カトリック教会に法人格を認可し、プロテスタント教会に土地を与えた。Muslim Act 集によつて、イスラーム信仰も仏暦二四九一年に王室の保護を与えられたのであった。
- (47) 仏暦二五四〇年憲法の第五条は、「タイ国民は、出生、性別あるいは宗教の如何にかかわらず、本憲法の保護を平等に受ける。」と定めている。それまでの憲法における同様の規定でも、思想、良心および信教の自由は保証されている。したがって、ローマ・カトリックとプロテスタントおよびイスラームは、王室の保護を与えられてきたのである。
- (48) 第三十七条「ママ・第三十八条?」は、強制力のある規定として、全ての人間に基本的自由を認めている。すなわち、信教の自由の行使と宗教的儀式の施行は、国民の義務に反せず、公序良俗に反してはならない「これらに抵触しなければ、当該自由と行使は認められる」。
- (49) See, *Syamananda, supra* n.32, at 119. Prince-Monk は、彼が二〇歳になったとき命じられ、国王 Rama III の治世下で二十七年間、僧侶社会にいたるのである。
- (50) 仏暦二五〇五年の Sangha Act を参照。Ministerial Regulations は次のような規定を有している。すなわち、王国内の全ての寺院および僧侶社会における Sangha は、最高位の長 (Supreme Patriarch) (Sangharaj) によつて統治される。当該長は、国王の指名で正式に認められ、Mahathera Council (最高会議 / the Council of Elders) を統轄する。宗教上の財産は二つの範疇に分けられる。第一の範疇は、僧侶の資産は全体として仏教僧秩序に属するものであり、第二の範疇は、当該階層制における寺院と僧院の一つに属するものである。
- (51) 次を参照。仏暦二四六六年 (西曆一九二三年) の the Civil and Commercial Code, Book I は、仏暦二四六八年 (西曆一九二五年) に修正された。
- (52) November 22, 1969, O.A.S. Treaty Series No. 36, at 1, OEA/Ser.L/V/II.23 doc. rev. 2 (一九七八年七月十八日に発効)。

訳者あとがき

本稿は 'Sompong Sucharitkul, "Thai Law and Buddhist Law," *The American Society of Comparative Law*, ed., *The American Journal of Comparative Law*, No.69, vol.46 (1998), Supplement の翻訳である。

タイ王国が仏教国であることは遍く知られているが、その歴史から、西欧列強による植民地化を回避するために様々な政策と努力を重ね、アジアでは日本と並んで独立を保ち続けた国家で、今日では国連機関なども有する、東南アジアの中心国の一つである。同時に、日本と同様に国内の変革、特に法制度の西欧化もしくは欧米化を實行して、今日に至っている。本稿からもわかるように、タイ王国と仏教の関係は、日本で暮らす我々の想像を超えるほどに密接不可分であり、政教一致といってもよいであろう。

そのような現実の中で、伝統的な仏教法を基礎とする法制度が、近代法を取り入れた近代的主権国家としてのタイ王国の法制度と、いかなる関係あるいは矛盾を有するのか、という疑問が生じる。この点を説明しようとしたのが、本稿である。しかし、著者自身が率直に認めているように、この問題の核心に触れる前の段階で、本稿の筆を置かざるを得なくなった。その理由は定かでないが、同時に、当該問題の解明は一朝一夕では不可能であることを本稿はまさに教示してくれたといえるであろう。

しかし本稿は、そうはいっても、タイ法と仏教法との関連問題に取り掛かるための貴重な指針であり文献であるという意味においては、極めて貴重で且つ重要な研究である。特に仏教僧社会と国家との密接にして且つ隔離している関係を、歴史的経緯も含めてある程度の具体例を持って明記している。そこから図り知り得ることは、

国家と宗教の密接不可分の関係の中で、多元的または多次元的な社会の存在を前提として、近代的西欧法制度をいわば世俗法と宗教法との適用対象と範囲の分掌のなかに組み入れていることである。

特定の宗教的基礎を有する社会においては、当該基礎に反しない限り（公序良俗や国民の義務に反しない限り）、他の宗教・儀式を認めること（思想信教の自由など）は、仏教国のみならず、イスラーム諸国などにも見出し得る寛容性である。この事實は、他面において、国家あるいは統治者が国内社会および人民に対する安定的統治を確保するために、特定宗教を積極的に利用するという、日本における仏教伝来・受容においても見出し得る、ある程度の普遍性を有する政策を意味している。しかし、西欧的法制度にも、その基礎となつた宗教的思想（特にキリスト教）あるいはローマ法の伝統が根底にあり、その点と適切に共存し得る社会的基礎を有する場合に、伝統的法規範と新しく受容された西欧的法規範との共存が成立するといえるであろう。これは、仏教国のみならず、イスラーム諸国などにも当てはまるものと推測できる。

タイ王国の場合は、国王の存在とその役割が、この点において重要性を有している。つまり、即位前から国王は仏教僧社会の一員になっており、憲法にも仏教徒であるべきことが規定され、そこで培われた思考方法等が西欧的法制度を採り入れる際の判断に、影響を与えていると考えられる。ここに至ると、次の問題は、仏教の中の如何なる思考が、当該寛容性と受容性を成り立たたしめているのか、という仏教自体の研究に踏み込まざるを得ない。しかし、そのためには、一般の法学の枠を完全に超えなければならなくなる。同時に、本稿の最後に筆者が述べているように、「タイ法と仏教法」という問題の奥深さと魅力は、正にこの点にあるといえよう。そのこ

とを、本稿では、多くの仏教用語などを用いて、教示しているのである。

訳文については、原文に忠実に従ったつもりであるが、それでも彼私の思考・論理構成の相違、あるいは仏教に関する理解程度の相違、歴史上の知識の相違など、本来は訳者が埋め合わせるために努力しなければならない点が多々あるにもかかわらず、十分な知識程度に到達できないまま、訳出した次第である。したがって、文中の誤記・誤訳はすべて訳者の責任である。

最後に、本稿を訳するに当たって、次の二点に留意した。

第一は、本文及び注釈の中にサンスクリット語、パーリ語、タイ語の表記が頻出している。その意味については、稲垣久雄『日英仏教語辞典——A Dictionary of Japanese Buddhist Terms——』（永田文昌堂、一九八四年）、松山納『タイ語辞典』（大学書林、一九九四年）、タイ経済パブリッシング㈱『仏暦二五四〇年（西暦一九九七年）タイ王国憲法』（タイ経済パブリッシング、二〇〇〇年）などを参考にしたが、我々が知っている仏教用語は、もともとの原語から漢訳されたものであり、例えば Vinaya を毘尼、Dharma を達磨、Vinayapitaka を毘奈耶藏、Suttapitaka を素多覽藏、Nirvana を涅槃、Tripitaka を法師というように訳すと、漢字の意味によるイメージなどの拘束が働くことから、むしろ原文で使用された表記をそのままの形で使用することにした。

第二は、本文等で使用されているタイ王国憲法の条文が、訳者が確認した限り、ずれている箇所があった。翻訳に当たっては、原文記載通りに記述したが、第八条「ママ・第九条？」あるいは第三十七条「ママ・第三十八条？」

というように記述したので、参考にしていただきたい。

※本研究は、平成十七年度採択東洋大学研究所間プロジェクト「イスラーム世界における伝統的秩序規範の持続と変容」の研究成果の一部である。